

〔資料と解説〕

大嘗祭違憲訴訟（1）

——鹿兒島県知事の大嘗祭出席についての住民訴訟の記録——

小 栗 実

はじめに—鹿兒島県の大嘗祭違憲訴訟

- 1 鹿兒島県監査委員会への監査請求
- 2 監査委員会の結果通知
- 3 鹿兒島地裁への訴状
- 4 被告（鹿兒島県知事）の答弁書
- 5 鹿兒島地裁への原告の第一準備書面
- 6 被告の第一準備書面（以上、本号）
- 7 原告の第二準備書面（以下、次号に掲載予定）

はじめに—鹿兒島県の大嘗祭違憲訴訟

一九九〇年一月二二日夕刻。

「黒々とした立木に隔てられ、都心の騒がしさが遠く感じられる皇居・東御苑。底冷えのするやみの中、地面に掘り込んだ穴でまきをたく「庭燎（にわび）」の炎だけが赤々と揺れ、巨大な大嘗宮の壁のい草を染める。黒木柱、かやぶき切り妻の屋根の神殿の左右対称のシルエットが黒々と浮かび上がる。

午後六時前、七三三人の参列者が南端のテントに着席した後、禊齋（けつさい）と着替えのため天皇が北端の廻立殿（かいらゆうでん）に入られた。

午後六時半近く、天皇が廻立殿を出た。足元を照らすたいまつが廊下を進む。最も重要な神事に着る白絹の「祭服（さいふく）」。冠を白布でしぼり、手に笏（しやく）。靴ははいておられない。剣と璽（じ）（まがたま）をさげた侍従が前に立ち、別の侍従が長くのびたすそを持ち、笠（かさ）をさしかけている。前後に元護衛官二人がひざまずいて葉薦（はこも）を敷いて道を作り、後ろから巻き取っている。

剣璽が悠紀殿に運ばれると、天皇も階段を上がって殿内へ。白いとばりが下りる。続いて白い十二単（じゅうにひとえ）の皇后、女子皇族の列が進み、皇后は悠紀殿わきの帳殿（ちようでん）内に入られた。

皇后がいったん廻立殿に戻れると、赤いはかまの采女や束帯の掌典が供え物を運んで来た。くず織りの箱に納められた飯、なま物、乾物、果物や土器に入れられた酒などをさげた行列が悠紀殿にさしかかると、「オーシー」とあたりをはらう掌典の声があがり、宮内庁楽部の神楽歌の和琴（わごん）の低い調べが流れるなか次々に殿内に運び込まれた。

このあと、内陣では天皇が新穀を柏（かしわ）の葉に盛り、酒をそいで神に供える「神饌親供（しんせんしんく）」、「お告文（つげぶみ）」を述べて、自らも飯と酒を口にする直会（なおらい）が行われた。

内陣には寢床などがしつらえられ、錦（にしき）の靴が置かれているという。政府・宮内庁の言うように、皇祖神アマテラスを迎えるためか。それとも元々は天皇自身がこもったのか。天皇とだれかが床を共にする意味があるの

か。などをはらんだ儀式が続いたが、その様子は二重の木綿のとばりに遮られて、皇族にも参列者にもうかがい知れなかった。』(朝日新聞一九九〇年一月三日)

日本国憲法の歴史においてはじめての「大嘗祭」が一九九〇年一月二日夕方から三日の未明にかけておこなわれた。皇居・東御苑におよそ一四億五三〇〇万円の公費を投じて建てられた大嘗宮で、悠紀殿供饌の儀・主基殿供饌の儀がいとなまれた。夕方からおこなわれた悠紀殿供饌の儀には、桜内義雄衆議院議長・土屋義彦参議院議長・海部首相・草場昭八最高裁長官など三権の長と国内の各界代表七三三人が参列した(深夜におこなわれた主基殿供饌の儀には四六〇人が参列)。その中に、宮内庁からの招待で参列した鹿児島県知事||土屋佳照の姿もあった。

同年一月二日付けで鹿児島県知事あてに、次のような招待状が届けられた。

「来る十一月二十二日及び二十三日

宮中において大嘗宮の儀が行われ

ますので御案内申し上げます

平成二年十一月二日

宮内庁長官 藤森昭一

その招待状をうけて、鹿児島県知事は大嘗祭に参列した。ちなみに他の都道府県の知事はどうだったか、というと、新聞記事は次のように伝えている。

『《知事ら》大嘗祭には、全国の知事と都道府県議会議長が自治体の代表として招かれた。全国四七都道府県で、計九四人。ところが、朝日新聞社の事前の調査では、このうちの三割以上が欠席したとみられる。

二二日の時点で「出席」とはつきり答えたのは四四人。「欠席」が三〇人。「答えられない」と「未定」が合わせて

二〇人だった。

欠席の理由はほとんどが「公務多忙」や「出張中」、あるいは病気や高齢のため。はっきり大嘗祭の性格を理由としたのは北海道の横路知事、神奈川県長官の長洲知事の両革新系首長ら三人だけだった。

横路知事は「大嘗祭の宗教色は否めず、憲法の政教分離原則に照らして出席できない」。長洲知事も「国事行為である即位の礼と異なり、大嘗祭は皇室行事であり、宗教色の問題もある」という。

政教分離問題には出席予定者も無関心でいられないようだ。「宗教色といっても、違う宗教だからと他人の慶弔に出ないということはない」（神奈川県議会議員）という声もあれば、「宗教的な色彩は否定できず、慎重に対応したい」と私費で上京し、公用車も使わないという知事（徳島県）もいる。（朝日新聞一九九〇年一月二三日）。

この点では、すべての県知事にとって「大嘗祭」への参列は、頭を悩ませる問題であったかもしれない。しかし、鹿児島知事のばあい、公的にはなんらそういう「悩み」をもらすコメントをのこしてはいない。

「大嘗祭」への参列にたいして、支出された旅費の額は「住民監査請求に係る監査結果」（通知）から知ることができ。鹿児島知事が大嘗祭に参列するために支出された旅費は七万五六〇円であった。

鹿児島県の大嘗祭違憲訴訟は、県知事によるこの公費を支出しての「大嘗祭」への出席が違法なものかどうかに関わって、地方自治法第二四二条第一項の住民監査請求、同第二四二条の二第一項第四号の住民訴訟の普通地方公共団体に代位して行なう損害賠償の請求として提起された。そこでのもつとも基本的な争点は、この「大嘗祭」が、憲法のさだめる基本原則である国民主権原則、そして政教分離原則をさだめる憲法二〇条三項、八九条に違反していないかどうかを問うことにあった。

この訴訟の原告は「鹿児島県龍郷町記帳所訴訟」の原告でもある、鹿児島県大島郡龍郷町に住む医師、肥後源市さんである。肥後さんは、天皇の病気の平癒を祈願する記帳所を、公共団体である龍郷町が設置するのは憲法に違反するとして

「鹿児島県龍郷町記帳所訴訟」を提起した。その訴訟については、本紀要一四号ですでに紹介した。そして「大嘗祭違憲訴訟」をふたたび肥後さんは提訴する。報道によると、全国で同様の「大嘗祭違憲訴訟」が五カ所ですすめられている。そこで、この訴訟については「鹿児島県大嘗祭違憲訴訟」とよぶことにする。

全国で提訴されている、この「大嘗祭違憲訴訟」は、私が知りえたところによると（「即大訴訟ニュース」即位の礼・大嘗祭住民訴訟原告の会事務局発行、を参照した）、東京・神奈川・大阪・大分そして鹿児島である。大分では、主基殿にそなえられる新穀を刈り入れる儀式（抜穂の儀）への県知事など県職員の出席をめぐって住民訴訟がおこなわれている。東京では都知事の即位の礼・大嘗祭への出席にくわえて、即位の礼・大嘗祭の奉祝関連行事への都からの公費支出も訴訟の対象とされている。神奈川では、県知事の即位の礼への出席、県議会議長の即位の礼・大嘗祭への公費による出席の違憲性を主張して、住民訴訟がおこなわれている。大阪は、即位の礼・大嘗祭への国費支出差止め等を請求している（参照、「即・大」いけん訴訟団編『大嘗祭に対する国費支出は憲法違反』（明石書店・一九九〇年））。

この「鹿児島県大嘗祭違憲訴訟」について、原告・被告双方の主張を記録することは、憲法の定める象徴天皇制・政教分離原則に関連して、重要な意味をもっていると考え、ここに一連の監査請求・住民訴訟にかんする文書を資料として掲載し、解説を加えてみたい。

### 1 鹿児島県監査委員会への監査請求（一九九〇年二月二三日）

大嘗祭がおこなわれてから、およそ一カ月後の一月二三日、肥後さんは、鹿児島県監査委員会にたいして、監査請求をおこなった。それ以前に、肥後さんは、鹿児島県情報公開条例にもとづいて、県知事の大嘗祭への参列についての「旅行命令書」などの公文書の開示をもとめている。県はその請求にたいして、「公文書一部開示」を決定し、肥後さんに知

事の公費による出張の経費額を明らかにした。

その後、一月三十一日に、監査委員会にたいして、自分の主張を裏付けるための、いろいろな論文の写しを提出。

さらに翌年一月十八日、監査委員会で陳述をおこなった。陳述は、憲法学者・ジャーナリスト・宗教学者の見解を参照しつつ、結論的に「大嘗祭は天皇を神格化する儀式であることは明白である。これは国民主権原則にも違反する。そうした儀式に公金を支出すること、違憲違反の儀式に公金をもって参列したことは不当な公金の支出に該当する。県のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求する」(陳述要綱)と、主張した。

措置請求書・陳述要綱はいずれも手書きでかかれており、肥後さんはたったひとりでこの監査請求をおこない、ひとりで陳述にのぞんだのであった。

### 「鹿児島県知事、鹿児島県職員に対する措置請求書

#### 一、請求の要旨

一九九〇年一月二二日、二三日に行われた大嘗祭は、高御座の設置、「三種の神器」の使用、さらに大嘗祭の本体は真床覆衾(まどこおぶすま)による秘儀とされるも秘儀は天皇になるための秘儀であつて公表されていない等の内容を含むもので、これらの行事は天皇の私事であり、同時に天皇を神格化するための神道儀式である。

また、行事中、内閣総理大臣の音頭による「天皇陛下万歳」の唱和は「主権在民」の憲法の精神を冒瀆するものである。

政府はこれらを公的な皇室行事として行い、公費を支出した。

大嘗祭関連行事は政教分離原則を規定した憲法二〇条、公の財産支出の制限を規定した憲法八九条に違反するものであ

る。天皇の行為だけでなく公務員関与も政教分離の観点から問題とされるだけでなく憲法尊重擁護義務（憲法九九条）の違反である。

地方自治法と天皇の私事である大嘗祭は、いかなる事由によろうとも結びつくものではない。

かかる大嘗祭に出席した県知事並びに知事随員小島正利に対する公金の支出（知事には七万五六六〇円、随員職員六万九三六〇円）は不当な公金の支出に該当する。不当な公金の支出により県がこうむった損害を補填するため必要な措置を講ずべきを請求します。

二、請求者

鹿児島県大島郡龍郷町秋名一八八六番地

職業 医師 氏名 肥 後 源 市

右地方自治法第二四二条第一項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

一九九〇年二月二三日

鹿児島県 監査委員 殿

事実証明書

一、公文書一部開示決定通知書（肥後源市宛）

二、旅行命令書（土屋佳照、小島正利分）

この措置請求書では、大嘗祭関連行事は、憲法二〇条・八九条・九九条に違反する、と主張されている。そして、そのような違憲の行事に参列した県知事および県職員に対する県からの支出は不当な公金の支出だとのべている。ちなみに、

この請求書のなかで、「また、行事中、内閣総理大臣の音頭による「天皇陛下万歳」の唱和は「主権在民」の憲法を冒瀆するものである。」とあるのは勘違いである。「即位の礼」では万歳三唱がなされたが、大嘗祭ではおこなわれていない。

## 2 監査委員会の結果通知（一九九一年二月一日）

鹿児島県監査委員である岩爪三郎・谷崎哲夫・山崎茂・高橋まさしは「平成三年二月一日」付けで「住民監査請求に係わる監査結果について（通知）」と題した文書を、肥後さんあてに送付した。

「地方自治法第二四二条第一項の規定に基づき、一九九〇年二月三日付けで提出された住民監査請求について監査した結果を別添のとおり通知します」（原文は横書き）

### 「（別添）」

#### 第一 監査の実施

##### 1 監査対象事項

請求書に記載された「請求の要旨」及び請求人の陳述を勘案し、監査対象事項を次のとおりとした。

(1) 平成二年十一月二日及び二三日に行われた大嘗祭に出席した知事及び知事随員職員小島政利（以下「知事随員職員」という。）に対する公金の支出は、不当な公金の支出に該当するかどうか。

(2) 当該公金の支出は、適正に処理されたかどうか。

##### 2 監査の対象機関

監査の対象機関は、鹿児島県総務部秘書広報課、同出納室会計課、同出納室管財課及び鹿児島県東京事務所とした。



第二 監査の結果

1 事実関係

(1) 知事は宮内庁長官から案内を受けて、平成二年一月二日及び二三日皇居において行われた大嘗宮の儀のうち二日の悠紀殿供饌の儀に出席している。

(2) 知事随行職員については、秘書用務として知事の皇居への送迎に従事したものであり、大嘗祭には出席していない。

(3) 知事、副知事等の給与等に関する条例(昭和三二年条例第一四号)及び鹿児島県職員等の旅費に関する条例(昭和二六年条例第二六号)の規定に基づき、平成二年一月二日及び二三日東京に出張した知事及び知事随行職員に対して支出された旅費の額は、次のとおりである。

また、支出手続については、鹿児島県会計規則(昭和六二年規則第三〇号)等に基づき、適正に処理されている。

知 事

土屋 佳照 七五、六六〇円

総務部秘書広報課長

小島 政利 六九、三六〇円

計 一四五、〇二〇円

2 判断

本件措置請求の要旨について監査した結果、「知事及び知事随行職員に対する旅費の支出」が、地方自治法第二四二条第一項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」に該当するか否かについては、各監査委員の意見の一致に至らず合議が整わなかった。

## 3 各監査委員の意見

地方自治法第二四二条第六項の規定によれば、措置請求に基づく監査及び勧告についての決定は、合議によることとされている。

本件措置請求書を受理して以来、各監査委員は、慎重に監査し協議を重ねたが、意見の一致をみるに至らなかった。

しかしながら、監査委員の責務として監査の結果を明らかにしておくことが必要であると考えるので、以下、各監査委員の意見を付記する。

岩爪三郎・谷崎哲夫・山崎茂各委員の意見は、次のとおりである。

(1) 大嘗祭が憲法の規定に反するか否かについては、今なお政治的あるいは思想的に意見の対立があることは公知の事実である。

ところで、内閣が設置した即位の礼準備委員会は、皇位の継承に伴い国事行爲たる儀式として即位の礼を行うにあたり各界の意見を伺い、それらを参考としつつ憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したものとすると観点から大嘗祭の儀式の在り方等について慎重な検討を行っている。

その検討結果が、平成元年一月二二日の臨時閣議に報告され政府見解として公表されている。

その骨子は、「大嘗祭は、皇位が世襲であることに伴う、一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式であるから、皇位の世襲制をとる我が国の憲法の下においては、その儀式について国としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手だてを講ずることは当然と考えられる。その意味において、大嘗祭は、公的性格があり、大嘗祭の

費用を宮廷費から支出することが相当である。」としている。

(2) 知事は、大嘗祭出席について宮内庁長官から正式な案内を受け、政府の大嘗祭に関する見解を踏まえ、これに出席して祝意を表わすことは社会的儀礼行為であるという認識で出席している。

大嘗祭は、皇位の世襲制に伴う一世に一度の伝統的皇位継承儀式であることから、政府見解のとおり、公的性格があるものと考えられ、また、全国の知事の過半数が出席していること等を考慮すると、社会通念上相当と認められる社会的儀礼行為であると判断される。

(3) これらを勘案すると、大嘗祭への知事の出席が地方自治の本旨を逸脱し、また、地方自治法の規定に違反する行為とは言えない。

従って、大嘗祭出席のため知事及び知事随員職員に対して公金を支出したことが、不当な公金の支出に該当するということはできない。

高橋まさし委員の意見は、次のとおりである。

(1) 大嘗祭は、神道の原理に基づき天皇が「神」となる宗教儀式であるとされている。

かつて即位の礼準備委員会も「大嘗祭は趣旨、形式からして、宗教上の儀式としての性格を有すると見られることを否定することができず、また、その態様においても、国がその内容に立ち入ることにはなじまない性格の儀式である。」との検討結果をとりまとめていた。

従って、大嘗祭は、国が立ち入ることのできない宗教儀式であって天皇の私事である。「公的性格あり」として多額の国費を支出することは許されるべきではない。

(2) 天皇の神格化に結びつくとの議論がある大嘗祭の儀式の内容を明らかにしないまま、「一世に一度の極めて重

要な皇位継承儀式」であるとの理由から、大嘗祭を即位の礼の挙行と一連のものとして皇室行事の中心においた大札委員会の方針は、明らかに現憲法に抵触するものといわざるを得ない。

(3) 以上の理由により、国及び地方自治体を問わず大嘗祭関連行事に対する公費の支出は、政教分離を規定した憲法第二〇条、公の財産の用途を制限した憲法第八九条に抵触し、また、公務員の大嘗祭関連行事への関与は、政教分離を規定した憲法上の観点から重要な問題があり、憲法尊重擁護の義務を規定した憲法第九九条にも抵触する。大嘗祭関連行事に出席した土屋知事及び知事随員職員に対する公金の支出は、憲法の規定に抵触する不当な公金の支出に該当すると思われるので、県に返還するのが適当である。

このように、鹿児島県監査委員は、鹿児島県知事の大嘗祭出席についての旅費の支出が地方自治法第二四二条第一項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」にあたるかどうかについて、意見の一致をみることなく、合議にいたらなかった。

合議にいたらなかった大きな理由は、社会党の現職県議会議員である高橋まさし氏が、大嘗祭は宗教的儀式であり、公金支出は不当と、判断したからである。のこりの3人の監査委員の元職あるいは現職は、常勤代表監査委員をつとめる岩爪氏が元県議会事務局長、谷崎氏が元鹿児島市立玉竜高校校長、そして山崎氏が自民党の県議会議員である。

この結果通知をうけて、肥後さんは、一九九一年三月一九日に、鹿児島地裁あてに訴状を提出した。こうして、鹿児島県知事の大嘗祭出席についての憲法適合性をめぐる争いは、裁判所にいくことになった。

### 3 鹿児島地裁への訴状（一九九一年三月一九日）

肥後さんの訴えは「被告（＝鹿児島県知事）は、訴外鹿児島県に対し、金七五、六六〇円及びこれに対する本訴状送達

の日の翌日から完済まで年五分の割合による金員を支払え」とする、住民訴訟による損害賠償請求である。

原告代理人弁護士は「龍郷町記帳所訴訟」の代理人弁護士でもあった亀田徳一郎氏が担当した。

訴状は、まず「一、当事者」についてのべている。「原告（一九三二年六月二〇日生）は、一九七二年一〇月以降肩書地に住民票を有する龍郷町の住民であり、鹿児島県民である。被告は一九八九年二月以来、鹿児島県知事である。」大嘗祭参列のために上京したのは、県知事と県職員二人であったが、この訴訟では、被告を県知事ひとりにしぼって、損害賠償を請求している。

そのあとに「二、措置請求 三、監査請求対象事項 四、監査の結果（各監査委員の意見）が書かれているが、この内容は、すでにこれまで資料として載せてきた住民監査請求にかんする事項を記載したものである。

「五、監査委員の結果に対する住民訴訟の原因」。ここに、原告側からの簡潔な主張が書かれている。

「(一) 被告は、鹿児島県知事として、宮内庁長官から案内を受けて、一九九〇年一月二二日及び二三日皇居において行われた大嘗祭の儀のうち、二二日の悠紀殿供饌の儀に出席した。

その際、知事及び知事随員職員に対して、条例・規則等に基づき、旅費として金一四五、〇二〇円（内金七五、六六〇円が知事に対する支出）が支出された。

(二) 被告が出席した大嘗祭は、天皇が神と共に食し、現人神となる儀式である。とくに悠紀田（秋田）、主基田（大分）という国の東西の地方の新穀を神饌として用いることは国中がごぞつて天皇に服属していることの象徴的意味をも表している。この行事は、まさしく万世一系の現人神天皇の即位と統治を宣明する皇室神道行事であり、その服属儀礼的性格及び宗敎色は明白である。

(三) このような行事を公的性格を有する皇室行事として行い、これに国費を支出することは、日本国憲法の根本原則たる国民主権原理及び政教分離原則に明白に違反している。

すなわち、それはまず第一に憲法前文第一項の「主権（は）国民に存する」「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来」するとの宣言及び一条後段の「天皇……の地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」との規定の精神に反しており、第二に、二〇条三項及び八九条前段の、国による宗教活動の禁止及び宗教のための国費の支出の禁止という、二つの明確な憲法上の禁止命令に背くものであり、違憲・違法である。

(四) かかる違憲・違法な行事に被告が知事として出席することは、自ら公務員として憲法を尊重し擁護する義務(九条) に違反する行為であり、かかる行為に対する公費の支出は明らかに違憲・違法である。

(五) 被告は、右違憲・違法な具費の支出により、訴外鹿児島県に被らせた金七五、六六〇円の損害を賠償する責任を負う。」

このように、原告の主張は、大嘗祭の国費による挙行が、第一に、日本国憲法の定める国民主権原則に反する、第二に、政教分離原則を定める日本国憲法第二〇条第三項、そのことを財政的にもさだめた憲法第八九条に反する、というものであった。

そして、このような違憲・違法な性格をもっていた大嘗祭に知事が公費をつかつて、公的な立場で参列したのは違憲・違法である、と主張したのである。

#### 4 被告（鹿児島県知事）の答弁書（一九九一年四月一六日）

被告||鹿児島県知事・土屋佳照の答弁書が、一九九一年四月一六日に鹿児島地裁に提出された。被告訴訟代理人は弁護士松村仲之助氏である。松村弁護士は、鹿児島県選挙管理委員会委員長もつとめる、いわば「長老」弁護士である。

被告は「請求の趣旨に対する答弁」として「原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。」との判決を求め

た。

「請求の原因に対する答弁」として、被告は、先に引用した、第五項の（二）～（五）について、認否を明らかにしたあとで、「被告の主張」を述べている。

『五、第五項について。』

- 1、（一）は認める。
- 2、（二）は争う。
- 3、（三）のうち、大嘗祭は公的性格を有する皇室の行事として国費（宮廷費）が支出されたことは認めるが、その余は争う。
- 4、（四）は否認する。
- 5、（五）は否認する。

六、被告の主張

1、政府は、平成元年二月二日、即位の礼と大嘗祭についての政府見解を公表した。そのうち大嘗祭に関する部分（全文）は別紙のとおりである。

2、いうまでもなく、天皇は日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて（憲法一条）、皇位は世襲により継承される（憲法二一条）。

大嘗祭は、右政府見解が述べるとおり、皇位が世襲であることに伴う一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式であることから、公的性格を有する皇室行事として位置づけられる。

被告は、鹿児島県知事として宮内庁長官から大嘗宮の儀の案内をうけ、天皇の皇位継承に祝意を表するため悠紀殿供饌の儀に出席したものであるが、この出席は、知事の儀礼的行為として社会通念上相当な範囲にとどまるもので

あつて、何ら非難されるべき筋合いはない。よつて公費の支出に違法はない。

以上

被告の答弁書は、このように、実に簡単なもので、大嘗祭の憲法適合性については「政府見解」を「別紙」として提出して、政府の説明をそのまま肯定して、憲法判断にかえている。知事の公費による大嘗祭出席については「知事の儀礼的行為」として正当化した。

被告の提出した「政府見解」(一九八九年二月二日)とは、以下のようなものである。

『別紙

「即位の礼」の挙行について

平成元年二月二日(木)

皇室典範第二四条は、皇位の継承に伴い、国事行為たる儀式として「即位の礼」を行うことを予定しており、「即位の礼準備委員会」は、この儀式の在り方等について、大嘗祭を含め、四回にわたり一五名の方々から御意見を伺い、それらを参考としつつ、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したものとするととの観点から、慎重な検討を行つてきたところであるが、今般、下記のとおり、検討結果を取りまとめた。

記

第一 「即位の礼」について

略

第二 大嘗祭について

1 意義



大嘗祭は、稲作農業を中心とした我が国の社会に古くから伝承されてきた収穫儀礼に根ざしたものであり、天皇が即位の後、初めて、大嘗宮において、新穀を皇祖及び天神地祇にお供えになって、みずからもお召し上がりになり、皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穰などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式である。それは、皇位の継承があったときは、必ず挙行すべきものとされ、皇室の長い伝統を受け継いだ、皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式である。

## 2 儀式の位置付け及びその費用

大嘗祭は、前記のとおり、収穫儀礼に根ざしたものであり、伝統的皇位継承儀式という性格を持つものであるが、その中核は、天皇が皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穰などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式であり、この趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定することができず、また、その態様においても、国がその内容に立ち入ることにはなじまない性格の儀式であるから、大嘗祭を国事行為として行うことは困難であると考えられる。

次に、大嘗祭を皇室の行事として行う場合、大嘗祭は、前記のとおり皇位が世襲であることに伴う、一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式であるから、皇位の世襲制をとる我が国の憲法の下においては、その儀式について国としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手だてを講ずることは当然と考えられる。その意味において、大嘗祭は公的性格があり、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することが相当であると考えられる。 以上」

政府の説明は、①大嘗祭が「趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定することができ」ないとした。この点は、これまで政教分離原則が争われた訴訟とは前提が異なっていることに注意すべきであろう。政教分離原則に関してしばしば「判例」として引用される津市地鎮祭最高裁判決では、地鎮祭がはたして宗教的な

行事なのか、それとも習俗的な行事なのか、原告と被告の間でその性格についてとらえかたの違いがあった。しかし、大嘗祭訴訟の場合、大嘗祭が宗教的な儀式であることについて、政府も、政府の見解をそのまま引用した被告「鹿児島県知事も、大嘗祭への公費の支出は憲法違反と訴える原告もその前提は一致しているのである。ただし、政府見解は「宗教上の儀式としての性格を有すると見られること」は否定できないとしていて「人から見たらそう見えるかもしれない」式の弁解で、政府の主體的な判断でどう認識しているのかをぼかして、「自分はそう思っていないけれども」という弁解が言外にふくまれているのかもしれない。

②それゆえに、大嘗祭は国事行為(国の行為)としては行われなかった。一方、被告が提出した「別紙」の中で「略」となっていた「即位の礼」に関する説明については、皇室典範第二四条を根拠にして、「国事行為たる『即位の礼』」の「範囲」「挙行時期」「挙行場所」「参列者数」が書かれている。国事行為とされた「即位の礼」の範囲は、①即位礼正殿の儀、②祝賀御列の儀、③饗宴の儀、を行うことが相当である、とされている。憲法第七条第一〇号「儀式を行ふこと」・皇室典範第二四条「皇位の継承があったときは、即位の礼を行う。」を根拠にして「即位の礼」の挙行を「国の行事」とすることが可能であるにしても、本来は、その内容もまた憲法の基本原則に合致していることが要求されるべきであるが、「政府見解」にはなんらその説明はなされていない。

③国の行事でなく、皇室の行事とされた大嘗祭に国費(宮廷費)を支出するために、正当化の理由付けとしてされたのが「大嘗祭」公的性格である。憲法第二条が皇位の世襲を定めていることを理由に「一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式」である大嘗祭に公的性格を与え、国費の支出を正当化したのであった。

被告が、このような「政府見解」を自分の主張の裏付けとして提出してきたために、とくに、この「大嘗祭」公的性格論が、原告・被告の論争点の中心となった。

5 鹿兒島地裁への原告の第一準備書面(一九九一年六月七日)

原告のはじめでの準備書面は、被告の答弁書の立論の支えになった「政府見解」に対する反論からはじまっている。すなわち、まず「大嘗祭」の「公的性格」論にたいして、とくに憲法第二条の天皇の世襲規定が、大嘗祭を公的性格とするなら根拠にもならないことを主張している。つづいて、そのような「大嘗祭」の「公的性格」論が大日本帝国憲法の考え方の残滓であるとのべている。さらに、大嘗祭はまぎれもなく宗教的儀式であったことを新聞記事などを引用して、立証している。そして、国の大嘗祭への関与は憲法の定める政教分離原則に違反する、と結論づけている。

以下に、その全文を引用しておく。

「一 大嘗祭は天皇の世襲にともなう「公的性格」をもっているか。

被告は、大嘗祭は憲法にいう国民主権原則および憲法第二十条第三項、八十九条に反して違憲・違法であるとの原告の主張にたいして、一九八九年十二月二日の政府見解をそのまま引用して、「皇位が世襲であることに伴う一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式であることから、公的性格を有する皇室行事として位置づけられる」と主張している。まず、その大嘗祭がはたして憲法の諸原則・諸条項からみて、はたしてそのようにいうことができるのか、について述べる。

大嘗祭が宗教的儀式であることは、左記にあげた、被告の引用する政府見解が、大嘗祭は「この趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定することができず、またその態様においても、国がその内容に立ち入ることにはなじまない性格の儀式であるから、大嘗祭を国事行為として行うことは困難であると考え」とのべているように、まぎれもない宗教的な儀式である。

憲法は第二十条第三項において、いわゆる政教分離原則をさだめて、国が宗教的な行為を行ってはならないとしてい

る。その点、政府見解が国事行為として行うことはできないとした点にかぎって言えば、妥当な結論といえよう。したがって、政府見解は、大嘗祭について、たんに「皇室の行事」とのべるにとどまって、なんら「公的な」皇室行事とはいつていない。したがって、大嘗祭は、あくまで天皇家の私的行事として行われるべきものであった。天皇家がその家の伝統にしたがって、行えばそれでよいのであって、国はその内容や形式になんら関与してはならないし、内閣総理大臣以下の公務員は、すくなくとも公人としての資格で大嘗祭に参加すべきではない。地方公務員法にもとづいて特別地方公務員とされる県知事もまたその例外ではなく、天皇家の私的儀式に、公的な資格で、公費を用いて参列することはゆるされないはずである。

ところが、政府見解は、この大嘗祭にたいする宮廷費からの出費（天皇家の「御手元金」とされる内廷費からではなく）を正当化するために、大嘗祭は「公的性格」があるとする。その論理は（一）大嘗祭は「皇位が世襲であることに伴う、一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式である」（二）「皇位の世襲制をとる我が国の憲法においては、その儀式について国としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手だてを講ずることは当然」（三）その意味で「大嘗祭は公的性格があり、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することが相当である」というものである。

しかし、著名な憲法学者で、天皇制についての専門的な研究者として知られている横田耕一教授が、その著書『憲法と天皇制』（岩波新書・一九九〇年）でつとに指摘しているように、「憲法上で『世襲』というのは、皇位継承の方法を定めたものに過ぎず、『世襲』であることを理由に、伝統的・歴史的天皇に認められていたことがすべて容認されることには毛頭ならない。したがって、世襲制は、憲法上認められない行為に『公的性格』を付与する根拠とはなりえない。同様に、それは内閣総理大臣等が公人として参加することを根拠づけることもできないのである。」（二〇五頁）

法律をみると、日本国憲法第二条は「皇位は世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と定め、さらに皇室典範第一条は「皇位は、皇統に属する男系の男子がこれを継承する」として、皇位の

継承の原則が男子による世襲であることを規定している。これはあくまで皇位継承の方法として世襲を採用している旨を憲法・皇室典範が定めていると解釈できる。これらの規定は皇位継承の原則を定めているにすぎないのであって、そこから、世襲に付随するなんらかの儀式や行為に法的根拠をあたえているわけでは全くない。

皇室典範は、天皇が死去したときに「大喪の礼」(第二十五条)、即位したときに「即位の礼」(第二十四条)を行う旨をさだめている。それは皇位の継承があつた場合の儀式についてさだめているが、それらの儀式は世襲であるかそうでないかとは全く別のことがらである。これらの儀式は皇位の世襲に付随する儀式のゆえに規定されているのではなく、皇位継承に付随する儀式として、認められているのである。そのような儀式については、象徴天皇制を規定する日本国憲法の下で、法的に「公的性格」を有すると解釈しても、そのかぎりでは(もちろんその儀式の内容・形式が民主主権等の憲法のさだめる諸原理にしたがつていなくてはならないが)問題はないであろう。

しかし、問題となつていゝる大嘗祭については皇室典範にもなら規定はない。天皇家の「代替わり」として、天皇家が私的に大嘗祭なる行為・儀式を行うことは憲法のあずかりしらぬところであるが、いかなる意味でも「公的性格」は付与できないはずである。

実際、裕仁天皇から明仁天皇への世襲にあつて、天皇家では、一九八九年一月七日の天皇死去直後の「賢所の儀」「皇霊殿・神殿に奉告の儀」からはじまつて、一九九〇年二月五日の「即位礼及び大嘗祭後山陵親謁の儀」まで延々と数々の儀式がつづけられたが、政府によつて国事行為とされた「剣璽等承継の儀」「即位後朝見の儀」「即位礼正殿の儀」「祝賀御列の儀」「饗宴の儀」(これらの儀式も実際には、政教分離原則・国民主権原則などの憲法規定・原則に違反する内容をもつていたことは明白だったが)など一部の例をのぞいて、おもに宗教的性格を理由にすべて私的儀式としてとりおこなわれた。「大喪の礼」に先立つ「葬場殿の儀」もわかりである(なおその葬場殿の建設・とりこわし作業に公費が支出されたことも違憲であると考え)。とすれば、政府はまさに宗教的性格を理由として、国事行為ではなく私的儀式

としてとりおこなうことを決めたのだから、大嘗祭もならその例外ではなく、なら「公的性格」を有しないものと考えるのが常識的な結論である。そうでないなら、数々の宗教的性格をもった一連の天皇家の私的儀式もすべて、世襲にもなう儀式として「公的性格」を付与されることになってしまふであらう。

政府見解は「一世に一度の重要な伝統的儀式」を理由にしているが、天皇家にとっては世襲にもなういずれの儀式も「一世に一度の」「重要な儀式」に変わりはない。大嘗祭だけが他の世襲にもなう宗教的な儀式のなかで群をぬいて重要というわけでもない。天皇家にとっては、「賢所の儀」から「饗宴の儀」までのこの全体の諸儀式の流れこそが重要なだけである。

「伝統的儀式」といふさい、大嘗祭がはたして皇位の世襲に不可欠の伝統であるかいな。歴史学者の間でも、疑問がだされ、実際の歴史では、大嘗祭をおこなうことのできなかった天皇も存在する。とりわけ大嘗祭が国をあげての儀式としての「伝統」をもつようになったのは、明治になってから天皇中心の国家体制が確立されてからと指摘されている（参照：歴史学研究会・日本史研究会・歴史教育者協議会・歴史科学協議会編『即位の礼』と大嘗祭』青木書店・一九九〇年）。しかし、それがたとえ「伝統」であつたとしても、それは天皇家にとつての伝統にすぎず、「公的性格」を有するかいなかが問題になるさいの基準とはならない。ある儀式・行為が「公的性格」を有して、公費の支出が許されるかどうかは、憲法以下の諸法令にてらして考慮されなくてはならない。

以上のように、大嘗祭はその宗教的な性格（それは天皇家のもつ私的儀式であるがゆえの当然の帰結なのだ）からして、私的な儀式であつてなら「公的性格」をもつものではない。

二 大嘗祭が「公的な性格」を有するとするのは、大日本帝国憲法の考え方の残滓である。

皇室典範には大嘗祭についての規定はなにもない、と先にのべたが、そこでいう皇室典範とは一九四七年に日本国憲法

が公布されたのときを同じくして制定された新皇室典範をさしていた。新皇室典範は、まず第一に、法律の一つであつて、「不磨の大典」とされていた旧皇室典範（一八八九年二月一日制定）とことなつて、国民主権・基本的人権の尊重を原則としてもつ日本国憲法の下位に位置する規範である。したがつて、皇位の継承などの事項についても、憲法のさだめる国民主権原則・基本的人権の尊重の原則に違反することのないような運用がもとめられている。

今回の大嘗祭について「公的性格」を有すると主張する被告および政府見解の立場には、この大日本帝国憲法から日本国憲法へ、旧皇室典範から新皇室典範への大転換をできるだけ過小評価し、いわば大日本帝国憲法の考え方の残滓ともいふべき法解釈がみられるのが特徴である。

大日本帝国憲法は第三条に「天皇は神聖にして侵すべからず」という規定をもつた天皇主権の憲法であつた。だからこそ、皇位の継承およびそれにとまなう諸儀式は国家の最大の関心事であり、「踐祚」「即位」についても皇室典範などで詳細に規定したのである。

旧皇室典範は、第一条で「即位ノ礼及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ」と規定していた。それをうけて登極令（一九〇九年〔明治四二年〕二月一日皇室令第一号）この登極令は、せまってきた明治天皇の死去にとまなう、「代替わり」のためにつくられたものである）は、「踐祚」「元号」「即位ノ礼」「大嘗祭」について具体的な儀式の手順を規定した。その点では、大日本帝国憲法の下では、大嘗祭は「公的な性格」をもつていたのである。もつといえは、大日本帝国憲法の体制とは、天皇家の私的なものがまさに公的なものになれば昇華される独特の政治体制となつていたのであり、近代国家に特有の「公的なこと」と「私的なこと」との区別がなされていない前近代的な色彩を色濃く有していたのである（参照：家永三郎『歴史の中の憲法』東京大学出版会など）。事実上の国教とされた、天皇家の宗教である国家神道にのつとつて、一連の「代替わり」儀式が国をあげておこなわれたのである。（参照：横田耕一「即位の礼と大嘗祭（一）」

（二）『法学セミナー』一九九〇年四月号～六月号）

今回、大嘗祭を「重要な伝統的儀式」とする主張には、大日本帝国憲法の下での大嘗祭が念頭におかれていたといっても過言ではあるまい。事実今回の一連の儀式は、京都ではなく、警備上の関係から東京で行われたため、京都へ「神器」などを移動させる儀式がなくなつた以外は、ほとんど大日本帝国憲法の下での「登極令」でくわしく規定された明治天皇・大正天皇の大嘗祭の一連の儀式を踏襲しているのである。(参照：斎藤憲司「資料集成・象徴天皇制(一)(二)」『ジュリスト』九三三号、九三八号)

十五年戦争の深い傷痕を反省して、わが国は一九四七年五月三日に新憲法―日本国憲法を制定した。日本国憲法は、大日本帝国憲法と原理的にことなつた憲法である。主権原理も天皇主権から国民主権へと大転換した。憲法前文は「主権(は)国民に存する」「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来」すると明確に宣言している。

昭和天皇については、敗戦直後、我が国の政治的指導権をにぎつたアメリカ合衆国の対日政策、および「国体護持」に狂奔した当時の日本国政府の思惑から、なら政治的責任をとることなく、ひきつづき天皇職にとどまることになつた。しかし、その権能・地位は大日本帝国憲法の下での天皇とは全くことなつてゐる。日本国憲法第一条は「天皇……の地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」と規定する。このことは、他のことばでいえば、大日本帝国憲法下の天皇とは全くことなつた天皇が「創設」されたと解釈するのが正当である。

日本国憲法の制定にともない、皇室典範はあたらしく一つの法律として生まれかわつた(しかし、先に簡単にのべたように、天皇個人の戦争責任を問うことが出来なかつた戦後改革の不徹底さのゆえに、皇室令から法律へ、その法規範構造がまったく変わったにもかかわらず、同じ名前が採用されたことや、女子皇族の皇位継承をあいかわらず認めていないことなどにみられるように、新皇室典範のなかに旧皇室典範の残滓がみられることも指摘されなくてはならない。)同時、登極令・皇室喪儀令・皇室服喪令などは廃止され、天皇が発した詔書なども効力を失つた。大日本帝国憲法から日本



国憲法への原理的な転換による当然の措置というべきものであった。

したがって、日本国憲法の下での天皇の「代替わり」については、こうした旧憲法の原理にもとづく諸法令に規定されている諸儀式は公的に行つてはならないものである。政府はこれまで「代替わり」についてなんら法的規定がないから、これまでの慣習(?)を踏襲するとして、「代替わり」にかんする諸儀式を踏襲することを正当化した。憲法上の原理的な転換のもっている意義をなんら理解していない態度といわざるをえないのである。

大嘗祭は、日本国憲法の国民主権原則への転換にもなつて、公的に行つてはならない(天皇家が私的費用をつかつて私的に行うことについては、憲法が関与するところではない)儀式である。したがって、「公的な性格」をもちえず、県知事がこれに公金をもちいて、公的資格で参加したことは、違法な行為である。

三 大嘗祭はあきらかに宗教的な儀式であつた。

一九九〇年一月二日深夜から二三日未明にかけて執り行われた大嘗祭はいつたどのような儀式としておこなわれたのか。それを再現することによつて、大嘗祭の宗教的な姿をかいまみてみよう。

ふつう大嘗祭という場合、この深夜におこなわれる「神秘的儀式」をさすが、正確にいうと、この深夜の儀式は「悠紀殿供殿の儀」と「主基殿供殿の儀」である。この儀式にさきだつて、大嘗祭の期日を皇祖の神々に奉告する「賢所に期日奉告の儀」「皇靈殿・神殿に期日奉告の儀」、悠紀殿・主基殿に供える新米をつくる田を決める「斎田点定の儀」、そこに実つた稲をかりとる「抜穂の儀」などの儀式がとりおこなわれた。「斎田点定の儀」は、亀の甲羅を熱して、その割れ目から方角を決めるといふ、まさに宗教そのものの儀式であつた。

一九九〇年一月二日深夜から二三日未明にかけて執り行われた大嘗祭について、新聞記事はこう伝えている。もちろん、大嘗祭の主要な「舞台」である悠紀殿・主基殿には取材ができないで、遠くからみているだけなのだ。

「かがり火だけの明かりの中に、天皇陛下の白い祭服が浮かび上がる。二十二日夜から二十三日未明にかけ、皇居・東御苑で行われた大嘗祭（だいじょうさい）。黒木造りの宮。采女（うねめ）や侍従の古装束、「神の服」や陛下がその上を歩まれる葉薦（はこも）……と、神秘性を強調する演出の中で進む、天皇と神の出会いの儀式。海部首相ら七百余人の参列者にも、奥深い内陣の中で営まれるメインイベントの秘儀はうかがい知れない。「二十二億円は、お金をかけすぎ」「文化を伝えるものだから」——憲法論議も含め、さまざまな国民の声に包まれて、深夜の儀式は秋冷の皇居で、肅々と続いた。

皇居の高台にある旧江戸城本丸地区に建てられた大嘗宮（だいじょうきゅう）。午後八時の気温は九度。ほおを打つ風が冷たい。やみの中、かがり火と灯ろうの明かりが、ほんやりと大嘗宮の姿を浮かび上がらせた。

参列者が次々と、柴垣の外に設けられた白テントの幄舎（あくしゃ）に入ったのは午後五時過ぎ。海部首相ら三権の代表、都道府県知事らがモーニングコート姿でパイプイスの席に着いた。即位の礼のときには外国人が約五百人いたが、この日は特派員数人だけ。東西二つに分かれた幄舎にはそれぞれ三十個ほどの石油ストーブ。

午後六時過ぎ、稲春歌（いなつきうた）と呼ばれる雅楽の演奏が始まったはずだが幄舎には聞こえてこない。

正面奥、廻立殿の方が少し明るくなった。天皇陛下の足元を照らすたいまつのみかり。陛下がおきよめを終え、悠紀殿へ向かう行列だ。参列者がよく見えるようにと、柴垣の高さは従来の半分ほどの一・一メートルに。しかし、数多く建てられた幄舎や柱で、時々、管がいと呼ばれるカサの下にちらりと陛下の白い服が見える程度。参列者席から約五十メートル離れた悠紀（ゆき）殿の内部は、御簾（みす）が開いていても様子は分からない。

次の風俗歌など雅楽の演奏と朗詠は聞こえて来た。膳屋（かしわや）の方から、箱のようなものをささげ持った男女が次々と現れた。天皇陛下が神に供える新穀などを持つ二十七人の采女、掌典たち。だが、持っている物はもちろん、人の数さえ確認できない。白い装束の塊となって、ほんやりとやみに浮かぶ。（一九九〇年一月二四日 毎日新聞）

このように、おこなわれた大嘗祭は「天皇と神の出会いの儀式」であり、どこからみても神道にもとづいた宗教的な儀式であった。

四 大嘗祭への関与は、憲法の定める政教分離原則に違反する。

「国及びその機関は、宗教教育その他のいかなる宗教的活動もしてはならない」とさだめる日本国憲法第二十条第三項により、国の機関あるいは地方公共団体の機関が宗教的活動に関与することは憲法上、禁止された行為といふべきである。

そのさい、なにが宗教的活動にあたるか、については「宗教的活動」の範囲は極めて広く、特定の宗教の布教・教化・宣伝を目的とする行為のほか、祈禱・礼拝・祝典・行事等およそ宗教的信仰の表現である一切の行為を包括する概念と解すべきである。すなわち、第三項は、第一項後段の規定を受けて公共団体を主体とする一切の宗教的活動を禁止する趣旨（名古屋高等裁判所・一九七一〔昭和四六〕年五月一四日判決・行裁例集二二巻五号六八〇頁）と解釈するのが憲法の趣旨からいって妥当である。

最高裁は、上に挙げた判決の上告審判決で、政教分離原則について「国家が宗教的に中立であることを要求するものがあるが、国家が宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いがもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、そのかわり合いが右の諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものであると解すべきである。」としている（一九七七年〔昭和五一年〕七月一三日大法廷判決・民集三一巻四号五三三頁）右の諸条件とは「それぞれの国の社会的・文化的条件」をさすものと思われるが、この判決は、地鎮祭という儀式が「習俗的な儀式」か、それとも「宗教的な儀式」かが、「それぞれの国の社会的・文化的条件」に照らして、争われていた案件についての判決であり、本件で問題となっている大嘗祭のごとき、被告の側からも

「宗教的儀式」であることを否定してはいない案件には本来適用されない判例といふべきである。この判決の多数意見に対しては、憲法第二〇条第三項の規定によつて「国及びその機関が行うことを禁止される宗教的活動とは、宗教の布教、宣伝、信者の教化、育成を目的とする積極的な活動にとどまらず、宗教的な祝典、儀式、行事など宗教的意義を有する一切の行為をいうものと解すべきである。」とする少数意見（藤林裁判官〔当時最高裁長官〕の追加反対意見）が提示されていたし、原判決は前記のように「一切の宗教的活動を禁ずる趣旨」との判決を出しているのである。

宗教的なかかわり合いをひろく許容することになると、藤林追加反対意見にあるように、「信教の自由が著しく制限される結果になるばかりでなく、国家と宗教の密接な結びつきが許容される道を開くことになるであらう。」ということになる。

従前、のべてきたように、大嘗祭はまぎれもない宗教的な儀式である。したがつて、憲法上公共団体の関与は禁止されていると解すべきである。事実、全国の都道府県知事の中には、政教分離の原則にふれるおそれがあるとして、大嘗祭への参加を、宮内庁からの招待にもかかわらず、見送つた知事も多いのである（朝日新聞一九九〇年一月二三日）。

この大嘗祭については、国は主体となつて宗教的活動をおこなつたわけではなく、主催はあくまで天皇家である、といふ弁解があるかもしれない。しかし、第一に、宮廷費の形で支出で巨額の公金が支出され、その費用によつて大嘗祭がいつと生まれたという点。約二億円、そのうち一四億円が大嘗宮の建設に用いられた。第二に、大嘗祭の案内。参加者の人選なども宮内庁という国の機関がおこなつたこと（被告は、宮内庁から招待があつたのでと新聞記事でのべている）、をみれば、国が過度にかかわりあいをもつていたことは否定できない。したがつて、大嘗祭への関与は、国の行為としては違憲・違法であり、そのような大嘗祭へ、知事として、公金を使用して上京し、出席したことは、違憲・違法な行為とされてしかるべきであらう。

最高裁の津市地鎮祭判決のいわゆる「目的・効果基準」にたとえ依拠したとしても、このかかわり合いは「相当とされ

る限度を超えている」といわざるをえない。大嘗祭の行為の目的はあきらかに宗教的意義を有しており、この大嘗祭への国の関与は、天皇家の私的宗教にすぎない神道を、いわば「事実上の国教」という特別な位置につける効果をもつ。ちなみにわが国の政教分離に関する裁判の圧倒的な案件が神道（戦前、「事実上の国教」とされた）にかかわっているのは、国家と神道との歴史的な関係をぬきに理解できないことである。そして、神道と国家のこのような結びつきが強化されれば、国民にとって、信教の自由が憲法に書いてあるにもかかわらず、神道の儀式や行為・礼拝などの事実上の強制につながっていくのである。すでに一部の町内会などでは、神道と天皇制思想がむすびついた「靖国神社」「護国神社」への寄付金が事実上強制されるなどしているのである。

このように考えてみると、大嘗祭への公共団体の関与は、憲法第二十条第三項に違反することは明らかである。鹿児島県知事の大嘗祭への公人としての参加は憲法第二十条に反するものであって、知事の社交上の行為の一部とは到底いえないものである。」

この住民訴訟では争点とはなっていないが、もう一つ、大嘗祭への地方自治体の関与という点では、大嘗祭の悠紀殿・主基殿に供えられた「庭積の机代物」の地方自治体による推薦もやはり問題点としてあげられる。この「庭積の机代物」には、全国各地からの農水産物がならべられたが、報道によれば、この各地の特産物は都道府県が品物と生産者団体を推薦し、それを宮内庁が生産者団体から買い取る方法で集められた。たしかに、大嘗祭への参列などことなつて、直接、県費を使用したとはいえないかもしれないが、ここでも地方自治体が、宗教的儀式である大嘗祭にふかく関わっているのである。

憲法論としては、大きく整理すれば、①大嘗祭が憲法第二条にさだめられた世襲制から公的性格をもつといえるのかどうか、②宗教的儀式である大嘗祭についても「目的・効果基準」を適用することができるのかどうか、またできるとして

も、国の関与は「相当とされる限度を越え」ていないかどうか、③大嘗祭への参列が県知事の儀礼的行為として認めうるのかどうか、の諸点がうかがいあがってきた。

## 6 被告の第一準備書面（一九九一年九月三〇日）

被告は、原告の提出した一九九一年六月七日付準備書面に反論して九月三〇日に、以下の準備書面を提出した。

原告の平成三年六月七日付準備書面に対し、次のとおり陳述する。

### 一、第一項及び第二項について。

1、大嘗祭の意義については、答弁書別紙の大嘗祭に関する政府見解のうち「意義」に示したとおりであるが、少しくその沿革を述べる。

大嘗祭の沿革をたどると、その起源は新嘗の祭に由来する。新嘗の祭については、古事記（七一二年に撰進）や日本書記（七二〇年に撰進）において、皇祖が新嘗の祭を行われたことの記述が見られるように、その起源はそれらの歴史書が編さんされた奈良時代以前にまで遡ることができる。

なお、新嘗の祭が我国の社会に古くから伝承されたものであることは、常陸国風土記（七二〇年頃に完成）に引く説話や万葉集（八世紀半ば過ぎに編さん）の歌によっても明らかである。

七世紀中頃までは、一代に一度行われる大嘗祭と毎年行われる新嘗祭との区別はなかったが、第四〇代天武天皇の時（在位六七三～六八六年）に、初めて大嘗祭と新嘗祭とが区別された。爾来、大嘗祭は一世に一度行われる極めて重要な皇位継承儀式とされ、歴代天皇は即位後必ずそれを行われることが皇室の伝統となった。

なお、歴代天皇のうち大嘗祭を行われなかった若干の例があるが、それは大嘗祭を行われる前に退位されたり、或

いは相次ぐ兵乱などのために経費の調達が困難であったことにより、大嘗祭を挙行することができなかつたという特殊事情があつたからである（宮内庁の報道機関に対する説明資料）。

2、このように、大嘗祭は皇位の継承があつたときに必ず行われる一世に一度の儀式として、古来行われてきた極めて重要な儀式であつて、その性格は、皇位の世襲制と結びついた、即位に伴う儀式の一環であり、いわば皇位とともに伝わるべき由緒ある儀式である（平成二年四月一七日衆議院内閣委員会における工藤内閣法制局長官の答弁要旨）。

大嘗祭は、皇位が世襲制であることに伴う皇位継承に不可欠の儀式として伝承されているので、皇位の世襲制をとる日本国憲法のもとにおいては、この儀式は皇室の私事にとどまらず公的性格を帯びるものと考えられる。すなわち、国としても深い関心を持ち、人的、物的側面からその挙行を可能にする手だてを講ずることが当然と考えられる所以である。

3、右のことはもとより天皇が日本国の象徴であり、国民統合の象徴という地位にあることを前提としている。

この点について、原告は、憲法一条が「この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」と規定することから、天皇の権能、地位について明治憲法下の天皇とは全く異なつた天皇が「創設」されたと解釈すべきであるという。しかし、憲法一条に規定する天皇の象徴的地位は、決して現行憲法により創設されたものではなく、明治憲法時代にも伝統的、慣習的に認められていたものであつた。故宮沢教授は、憲法一条について「新たに国の象徴という役割をもつ天皇をここに登場させようというのではなくて、明治憲法の天皇を廃止してしまふ代りに、そのもつていた役割のうちで国の象徴たる役割だけを残しておこうというのである。一要するに、本条の規定は、天皇の国の象徴以外の役割を原則として否認することのほかは、天皇の象徴としての役割を、創設的に規定したのでなく、単に宣言的に定めたにすぎない、と解すべきである。」と述べているし（全訂日本国憲法五二頁、五三頁）、清宮教授も「天皇の象徴的地位そのものは、日本国憲法の創設にかかるものではなく、明治憲法時代にも伝統的、慣習的に認められていた

もので、日本国憲法は、それを成文化したにすぎないと解せられる。——明治憲法の天皇から現行憲法の天皇への推移は、正確にいえば、統治者から象徴へ、ではなく、統治者兼象徴から単純な象徴へ、である。」と述べている。(憲法I第三版一五六頁)とおりである。

また、憲法二条の「皇位は世襲のもの」とは、天皇の地位に即く資格が、一定の血統——この場合は、従来の天皇の血統(明治皇室典範にいわゆる「祖宗ノ皇統」)——に属する者に限られる趣旨である(宮沢前掲書五六頁)ところ、およそ世襲制を認めることは、民主、平等の原理とは相容れないものであるが、憲法は、天皇制を維持するためには必要であるとして、あえてこの原則を採用したのである(清宮前掲書一六一頁)。つまり、象徴天皇制は世襲によって維持されることを自明の理としているのである。

そこで、政府は皇位継承に不可欠の儀式として伝承された大嘗祭を、天皇の地位の保持に影響の深い皇室の行事として公的性格があると解したのであって、この見解は相当であるというべきである。

なお、公的性格ということについては、昭和天皇崩御の際、大喪の礼に先立って行われた葬場殿の儀について、この儀式は皇室の行事であり、かつ宗教的儀式であるが、国民的敬弔の対象のゆえに公的性格を有するとして、国費が支出されたことが参考となるであろう。

## 二、第四項について。

1、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することは、憲法二〇条三項及び八九条に違反するものではない。

(一) まず、大嘗祭は皇室の行事として行われるものであり、国または国の機関が行うものではない。

(二) さらば、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することが憲法二〇条三項及び八九条に触れるであろうか。この問題は、いわゆる政教分離に関する最高裁判所の津地鎮祭判決(昭和五二年七月一三日大法廷)に照らして考える必要がある。

同判決は、「憲法二〇条三項によって禁止される宗教的活動とは、およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわ



り合いをもつすべての行為を指すものではなく、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいい、その典型的なものは、同項に例示される宗教教育のような宗教の布教、教化、宣伝等の活動であるが、そのほか宗教上の祝典、儀式、行事であっても、その目的、効果が前記のようなものである限り、当然、これに含まれる。」旨判示する。

そこで、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することが前記憲法の規定に違反するかどうかは、右判例が採用する目的、効果論に照らしてどうかということにかかるといえる。

宮廷費から支出するのを相当とした政府の見解は次のとおりであつて、被告はこれを是とするものである。すなわち、大嘗祭は宗教上の儀式としての性格を有することは否定できないが、その費用を宮廷費から支出するのは、皇位が世襲であることに伴う伝統的皇位継承儀式という大嘗祭の公的な性格に着目したものであるから、その目的において宗教的意義をもたないし、また特定の宗教に対する援助、助長等の効果をもたらしものでもない。よつて、大嘗祭の費用を宮廷費から支出しても、国が宗教的活動（憲法二〇条三項）を行うことにはならないし、また憲法八九条が禁止する宗教上の組織、団体のための支出に当るものでもない（前掲内閣委員会及び平成二年五月二四日参議院内閣委員会における工藤内閣法制局長官の各答弁要旨）。

2、ところが、被告が鹿児島県知事として大嘗祭に出席したのは、日本国の象徴である天皇の伝統的皇位継承儀式に儀礼を尽すためであつて、その目的に宗教的意義がないことは明らかであり、いわんや特定の宗教を援助、助長するような効果を伴うものでもない。従つて、被告の出席は社会通念上相当な範囲にとどまる公人の儀礼的行為であつて、法的になんら問題はない（なお、「いわゆる政教分離について」小嶋和司、ジュリスト八四八号、一八頁以下参照）。

以上」

被告が、大嘗祭への国の関与を憲法上正当化する議論として、いわゆる「目的・効果」論がでてきた。当然予想されていた被告側のこの「目的・効果」論の援用であった。こうして、論戦は、「大嘗祭Ⅱ公的性格」論、そして、大嘗祭への「目的・効果」論の適用の是非をめぐる、展開していくことになる。被告の提出した、この準備書面に対して、原告は一九九一年二月一日に、その主張に反論する準備書面を提出した。

(次号につづく)